

小規模多機能ホーム 藤城の家 運営規程

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護)

(事業の目的)

第1条 要支援状態となった者に対して、居宅サービス計画に基づき、通いを基本として訪問・宿泊を柔軟に組み合わせながら食事・入浴・排せつ等の介護、健康管理、その他日常生活上の支援を行うことにより、住み慣れた地域の中で地域住民と交流しつつその人らしい暮らしを実現し、ご利用者がその有する能力に応じ、居宅において自立した日常生活を営むことを目的として、介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供する。

(運営の方針)

- 第2条 社会福祉法人健光園の法人理念「生涯地域居住」に基づくとともに、介護保険法、その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年1月9日京都市条例第39号)」、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第36号)」等に定める内容を遵守する。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するように努める。
 - 3 利用者の心身機能の改善や環境調整等を通じて自立を支援し、生活の質の向上に努め、介護予防が図れるよう、その目標を設定し、計画的にサービスを提供する。
 - 4 自ら提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図る。
 - 5 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市区町村・居宅サービス事業所・介護保険施設・その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業所との密接な連携に努める。
 - 6 地域住民やその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 小規模多機能ホーム 藤城の家
- (2) 所在地 京都市伏見区深草大亀谷万帖敷町4-1

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は社会福祉法人健光園とする。

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤1名
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - (2) 介護支援専門員 1名以上
利用者の居宅サービス計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成する。
 - (3) 介護職員 以下のとおり（うち1人以上の者は常勤とする。また、うち1人以上の者は看護師又は准看護師とする。）
日中の時間帯：サービス提供日ごとに常勤換算方法で4名以上配置する。
夜間及び深夜の時間帯：常時1人以上配置し、別に宿直勤務に当たる者を1人以上配置する（宿泊サービスの利用がない日を除く。なお、宿泊サービスの利用がない日は、別に定める連絡体制によるものとし、事業所から訪問する場合と同程度の対応を行う。）
サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し適切な介護を行う。また、必要に応じて訪問介護の業務に従事する。
- 2 前項に定める従業者は、指定小規模多機能型居宅介護業務と兼務する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休とする。
- (2) 営業時間
 - ① 通いサービス 午前8時から午後8時の間で柔軟に対応する。
 - ② 宿泊サービス 午後5時から翌午前8時を基本時間とし、事情に応じて柔軟に対応する。
 - ③ 訪問サービス 24時間
- (3) 登録者が宿泊サービス及び通いサービスを利用されていない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等適切なサービスを提供する。

(利用定員等)

第7条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用定員は、指定小規模多機能型居宅介護を含め下記のとおりとする。

- (1) 登録定員は、29名とする。
- (2) 宿泊サービスは、1日の利用者を7名とする。
- (3) 通いサービスは、1日の利用者を18名とする。
- (4) サービスの利用対象者は、要支援状態であること。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供)

第8条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握と、密接な連携に努める。

- 2 利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努める。
- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第9条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適当に行う。

- 2 利用者の一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
- 3 介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- 4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第10条 事業所の管理者は、介護支援専門員に、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- 3 介護支援専門員は、他の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。
- 4 介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し利用者の同意を得るとともに、当該計画を利用者に交付する。
- 5 介護支援専門員は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づくサービスの提供の開始からそのサービスを提供する期間の終了するまでに、少なくとも1回

は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護のモニタリングを行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容)

第11条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護に当たっては、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行う。

- (1) 日常生活上の援助（移動・排泄など身体の状況に応じた必要な介助）
- (2) 健康状態の確認
- (3) 機能訓練サービス
- (4) 送迎サービス
- (5) 入浴（又は清拭）サービス
- (6) 排せつサービス
- (7) 食事サービス
- (8) 宿泊サービス
- (9) 訪問介護サービス
- (10) 相談・援助に関する受付

(利用料及びその他の費用の額)

第12条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）の額とする。

3 その他の費用の額としては、利用者から次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事代	朝食	1食当たり	360円
	昼食	1食当たり	660円
	夕食	1食当たり	660円
(2) おやつ代		1日当たり	150円
(3) 昼食・夕食弁当代		1食当たり	660円
(4) 宿泊代	おかず	1食当たり	520円
	ごはん	1食当たり	90円
	汁物	1食当たり	50円
(5) キャンセル料		1泊	3,000円
(5) キャンセル料	朝食	1食当たり	360円
	昼食	1食当たり	660円
	夕食	1食当たり	660円

おやつ	1日当たり	150円
昼食・夕食弁当代	1食当たり	660円
(6) おむつ代		実費相当額
(7) 理容代・美容代		実費相当額
(8) レクリエーションや行事の参加費・材料費		実費相当額
(9) 売店での買物の費用		実費相当額
(10) その他日常生活上必要となる諸費用		実費相当額
(11) 写真代		実費相当額
(12) 郵送料・コピー代		実費相当額

4 前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、サービス内容及び金額に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(短期利用居宅介護)

第13条 当事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室等を利用し、短期間の指定小規模多機能型居宅介護(以下「短期利用居宅介護」という。)を提供する。

2 短期利用居宅介護は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者数が登録定員未満であり、かつ、以下の算式において算出した数の範囲内である場合に提供することができる。

(算定式)

$$\frac{\text{当該事業所の宿泊室の数} \times (\text{当該事業所の登録定員} - \text{当該事業所の登録者の数})}{\text{当該事業所の登録定員}} \text{ (小数点第1位以下四捨五入)}$$

3 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内(利用者の日常生活上の世話をを行う家族が疾病などやむを得ない事情がある場合は14日以内)の利用期間を定めるものとする。

4 短期利用居宅介護の利用にあたっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

(保険給付のための証明書の交付)

第14条 法定代理受領サービスに該当しない介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払を受けた場合には、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供書を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第15条 事業の実施地域については、藤城学区、藤ノ森学区の地域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第16条 サービスの提供を受ける際に利用者が留意すべき事項としては、次のとおりとする。

- (1) 外出の際には、必ずその旨を職員に届け出ること。
- (2) 事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがって利用すること。
- (3) 喫煙は決められた場所以外では行わないこと。
- (4) 騒音等他の利用者の迷惑になる行為は行わないこと。
- (5) 事業所内で他の利用者に迷惑を及ぼす宗教活動及び政治活動は行わないこと。
- (6) 事業所内へのペットの持ち込みは行わないこと。

(秘密保持等)

第17条 事業所は、利用者及びその家族等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、及び法人の「個人情報に関する基本方針」並びに「個人情報保護規程」を遵守し、適切に取り扱うものとする。

- 2 事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意を予め文書等により得るものとする。
- 3 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を漏らしてはならない。
- 4 職員であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。
- 5 介護予防居宅介護支援事業者等に対し、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(虐待防止のための措置)

第18条 利用者の人権を擁護し、虐待を防止するために次の措置を講じる。

- 一 虐待防止のための指針を整備する。
 - 二 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、職員にその結果の周知徹底を図る。
 - 三 虐待を防止するための研修を職員に対して年1回以上行い、加えて新規職員に対して採用時に行う。
 - 四 上記一～三の措置を適切に実施するための責任者を置く。
- 2 職員・家族・親族・同居人・成年後見人等による虐待を受けたと思われる利用

者を発見した場合は、速やかに市区町村に通報する。

(身体的拘束の禁止)

- 第19条 利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。
- 2 事業所全体で次の3点すべてに当てはまると確認した時に、緊急やむを得ない場合として身体的拘束を行う。
 - 一 利用者や他の利用者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高い場合
 - 二 行動制限をする以外に代替方法がない場合
 - 三 行動制限が一時的なものである場合
 - 3 身体的拘束を行う場合は、緊急やむを得ない理由、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況を記録する。
 - 4 身体的拘束等の適正化のため指針を整備する。
 - 5 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催すると共に、職員にその結果の周知徹底を図る。
 - 6 身体的拘束適正化のための研修を職員に対して年2回以上行い、加えて新規職員に対して採用時に行う。

(感染症対策)

- 第20条 感染症や食中毒の発生を予防するとともにまん延等を防止するため、次の対策を講じる。
- (1) 感染症や食中毒の発生やまん延防止のための指針を整備する。
 - (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を6か月に1回以上開催するとともに、その結果を職員に周知する。
 - (3) 職員に対して感染症や食中毒の発生やまん延防止のための研修を年1回以上行い、加えて新規職員に対して採用時に行う。
 - (4) 職員に対して感染症や食中毒の発生やまん延防止のための訓練を年1回以上実施する。
- 2 感染症や食中毒の発生予防とまん延等防止のため、必要に応じて京都市に助言や指導を求める。

(ハラスメントの禁止)

- 第21条 利用者及び家族等からの職員や事業所等に対する次のようなハラスメント行為を不信行為とみなす。
- 一 パワーハラスメント
 - イ 身体的暴力（叩く、引っ掻く等、身体的な力を使って職員に危害を及ぼす行為）

- ロ) 精神的暴力（大声で怒鳴る、理不尽な要求をする等、職員の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為）
 - 二 セクシュアルハラスメント（職員に対する不必要な体への接触、交際や性的関係の強要、意に反する性的な誘い掛け、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為）
 - 三 カスタマーハラスメント（長時間の拘束、執拗なクレーム、制度上対応できないことの要求、恫喝や罵声、妥当性を欠く金銭補償の要求等、職員や事業所等に対する著しい迷惑行為）
 - 四 その他のあらゆるハラスメント行為
- 2 職員や事業所が以上の不信行為が行われたと判断する場合は、状況に応じて警察や弁護士等に相談の上で、契約を解消する場合がある。

（苦情処理）

- 第22条 提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。
- 2 提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは依頼または市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
 - 3 提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

（緊急時等における対応方法）

- 第23条 サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師やあらかじめ事業所が定めた協力機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

（事故発生時の対応）

- 第24条 利用者に対するサービスに提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者家族、市町村及び協力機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。また、賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行う。
- 2 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - 3 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事故が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に徹底する体制を整備する。
 - 4 事故発生の防止のための委員会及び介護職員その他の従業者に対する研修を定

期的に行う。

(非常災害対策)

第25条 風水害や地震等の自然災害及び火災に対処するための対策として、次の措置を講じる。

- 一 非常災害に関する具体的計画として、平常時に行う対策並びに利用者の安全確認の方法、サービス提供中に災害が起こった時の支援の手順等を定める。
- 二 火災報知器・スプリンクラー・消火栓等を備える。
- 三 非常災害への対応に関する研修を職員に対して年2回以上行い、加えて新規職員に対して採用時に行う。
- 四 避難や救出等の訓練を年2回以上実施する。
- 五 平常時より市区町村および自治会や自主防災組織等との良好な関係に努め、災害対策に関する情報を共有する。

(業務継続計画)

第26条 感染症及び自然災害などの不測の事態が発生した場合にも、利用者や職員の安全を確保するとともに可能な限りサービスを安定的・継続的に提供し、万一中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した「業務継続計画」を定めて次の取組を行う。

- (1) 担当者をあらかじめ定めておく
- (2) 連絡先を整理してすぐに参照できるようにしておく
- (3) 必要な物資を整理して準備しておく
- (4) 業務の優先順位を整理しておく
- (5) これらを組織で共有して定期的に見直すとともに訓練を実施する

(衛生管理等)

第27条 事業所の設備及び備品、利用者の飲用に供する水について、衛生的な状態が維持されるような管理に努める。

- 2 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第28条 運営規程の概要、従業者の勤務体制その他サービスの選択に必要な重要事項を見やすい所に掲示する。

- 2 介護予防居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、当該事業所のサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 3 設備、備品、従業者、会計に関する諸記録の整備を行う。また、サービスの提供に関する諸記録を整備し完結の日から5年以上保存する。
- 4 本会計は他の会計と区別し、毎年4月1日から翌年の3月31日までを会計期

間とする。

- 5 本事業の社会的使命を充分認識し、常に従業者の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。
- 6 指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供にするにあたって、概ね2か月に1回運営推進会議を開催し、地域への事業内容の報告および意見交換を行い、その内容について記録し、報告する。
- 7 ここに定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人健光園理事会において定めるものとする。ただし、軽微な事項については、理事長の専決事項とする。

附 則

この規程は、平成21年 9月 1日から施行する。

平成22年 4月 1日から施行する。

平成23年 4月 1日から施行する。

平成24年 4月 1日から施行する。

平成25年 4月 1日から施行する。

平成26年 4月 1日から施行する。

平成27年 4月 1日から施行する。

平成27年 8月 1日から施行する。

平成27年10月 1日から施行する。

平成28年 7月 1日から施行する。

平成28年 8月 5日から施行する。

平成30年 8月 1日から施行する。

令和 3年 4月 1日から施行する。

令和 3年 9月 1日から施行する。

令和 5年 8月 1日から施行する。

令和 6年 4月 1日から施行する。

令和 6年 8月 1日から施行する。